

SDGsと省エネ活動



私たちちは持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

私たちちはカーボンニュートラルの達成手段として「管理標準」の作成を支援しています。

NPO法人環境・省エネサポートセンター
管理標準作成支援チーム

目 次

1. SDGsとは
2. SDGsと省エネ活動
3. SDGsとエコアクション21の関係
4. 地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策
5. SDGsと第7次エネルギー基本計画との関係
6. SDGsと改正省エネ法との関係

SDGsとは

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)、2001年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

持続可能な開発目標(SDGs)

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標。(その下に、169のターゲット、231の指標が決められている。)



普遍性 先進国を含め、全ての国が行動

包摂性 人間の安全保障の理念を反映し
「誰一人取り残さない」

参画型 全てのステークホルダーが役割を

統合性 社会・経済・環境に統合的に取り組む

透明性 定期的にフォローアップ

S D G sと省エネ活動の関係

7 エネルギーをみんなに
そしてクリーンに



7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

主なターゲット

7.3

2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

12 つくる責任
つかう責任



12. つくる責任 つかう責任

持続可能な消費と生産のパターンを確保する。

主なターゲット

12.2

2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

13 気候変動に
具体的な対策を



13. 気候変動に具体的な対策を

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。

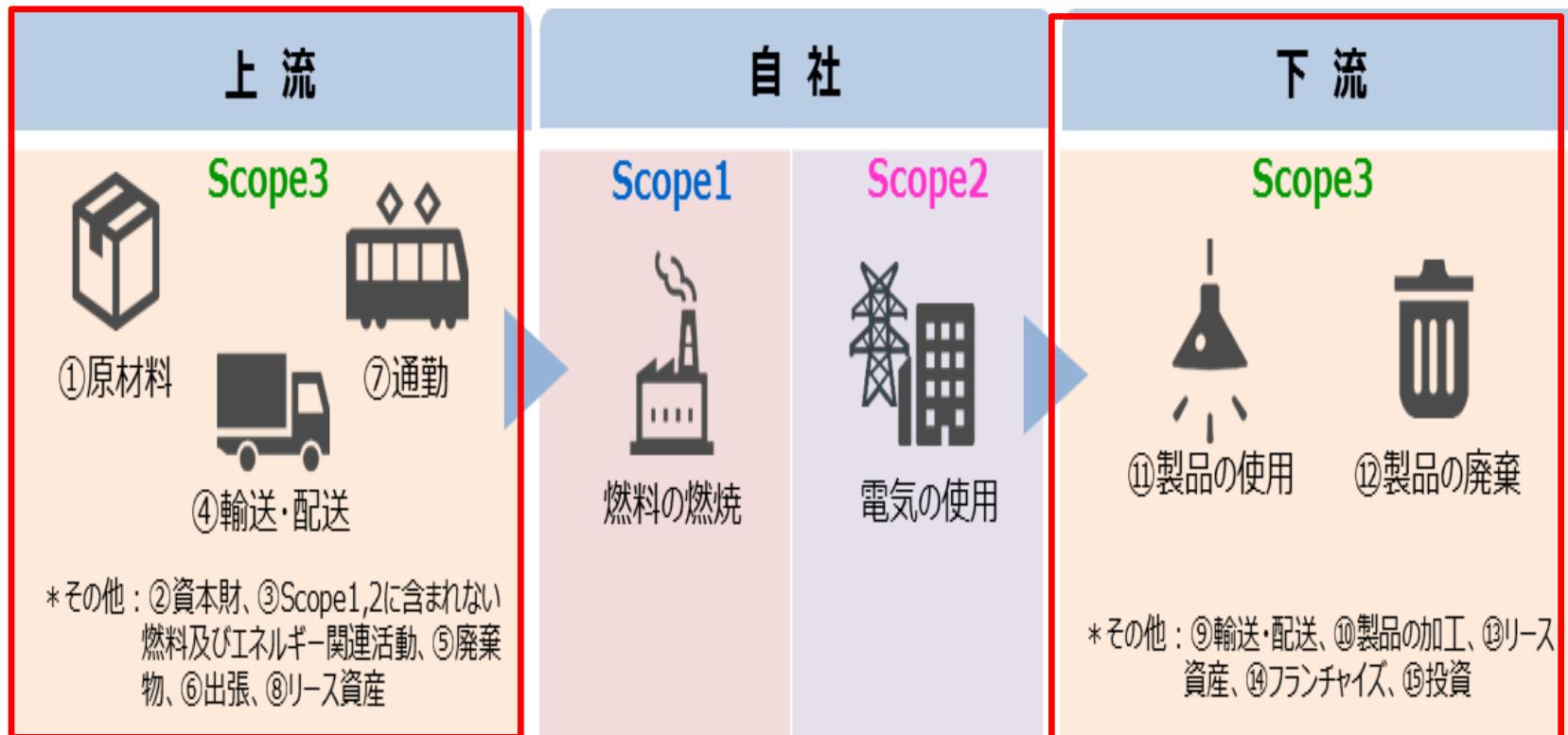
主なターゲット

13.2

気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。

サプライチェーン全体の排出量抑制

- サプライチェーン全体の排出抑制が求められる他人ごとではなくなる。
- 中小取引先、サプライヤーも脱炭素化の取り組みが必然的に求められる。
- 中小企業における脱炭素化取り組みの重要となる。



SDGsとエコアクション21の関係

中小企業の皆様の企業価値向上をはかるツールとして、環境省では、「エコアクション21(EA21)」ガイドラインを策定しています。EA21は、中小企業でも簡単にPDCAサイクルによる★環境経営に取り組めることが特徴です。2004年の制度創設以来、様々な規模の幅広い業種の皆様が認証を取得され、企業価値の向上に取り組んでいます。ESG・SDGs時代に選ばれる企業となるよう、EA21をぜひご活用いただき、一緒に持続可能な社会にリデザインしていきましょう。

環境省 エコアクション21のすすめ

★ 環境経営に役立つツール

- CO2排出量を削減すること
- 廃棄物排出量を削減すること
- 水使用量を削減すること
- 化学物質使用量を削減すること

認証企業には、環境省が商標権を保有する「ロゴマーク」を使用できるほか、「認証・登録証」と「プレート」が交付されます。



地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的に、主に次の対策・施策を実施。

■ エネルギー転換

再エネ、原子力などの脱炭素効果の高い電源を最大限活用する。

■ 産業・業務・運輸等

工場等での先端設備への更新支援、中小企業の省エネ支援

■ 地域・くらし》

高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池等の導入支援や、

国や自治体の庁舎等への率先導入による需要創出を推進する。

Scope3排出量の算定方法の整備などバリューチェーン全体の脱炭素化の促進する。

SDGsと第7次エネルギー基本計画との関係

令和7年2月
資源エネルギー庁

需要側の省エネルギー・非化石転換

(1) 基本的考え方

徹底した省エネルギーの重要性は不变であるが、今後、2050年カーボンニュートラルに向けて更に排出削減対策を進めていく上では、需要サイドの取組として、徹底した省エネルギーに加え、電化や非化石転換が占める割合も今まで以上に大きくなると考えられる。

(2) 省エネルギー

1979年に「省エネ法」が制定されて以降、我が国では、徹底した省エネルギーに向けた取組を推進してきた。2023年5月のG7広島首脳会合では、省エネルギーが「第一の燃料」として位置づけられ、「クリーンエネルギー移行に不可欠な要素」とされた。

(3) 非化石転換

2022年度に実施した省エネ法改正では、法律名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」へと改め、省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、エネルギー需要家に対して、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画及び非化石エネルギーの使用状況等の定期の報告を求めるとした。

SDGsと改正省エネ法の関係

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

(改正省エネ法)

(令和4年法律第46号改正)(施行日:令和5年4月1日)

(基本方針)

第三条 経済産業大臣は、工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等」という。)、輸送、建築物、機械器具等に係るエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換並びに電気の需要の最適化を総合的に進める見地から、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する基本方針を定め、これを公表しなければならない。

《公表》(令和5年3月17日閣議決定)

第二 非化石エネルギーへの転換のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項

一 工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者が講ずべき措置

工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者は次の各項目の実施を通じ設置している工場等において使用されるエネルギーのうちに占める非化石エネルギーの割合の向上を図るものとする。

① 工場等に係る非化石エネルギーへの転換に関する取組等を把握すること。

② 工場等に係る非化石エネルギーへの転換の取組を示す方針を定め当該取組の推進体制を整備すること。

⑤ 太陽光発電設備その他非化石電気の使用に資する設備の設置に取り組むこと。

管理標準のサンプル（PDF）を無料配布

ご希望の方は、

* 会社名

* ご担当者名

* ご連絡先

* 特定事業者番号

★「工場・事業場における省エネ法定期報告（2024年度提出分（2023年度実績））に基づく事業者クラス分け評価の結果」にて
ご確認お願い致します。

* は、必須項目になっておりますので誠に申し訳ありませんがご記載のない事業者様には配布しておりません。

よろしくご協力お願いします。なお、サンプルは、演習問題がついておりますので一度チャレンジしてください。

★ご回答を必要な事業者様は、サンプル配布後、回答要とメールでご返信ください。後日ご送付させていただきます。

■ご希望の資料

① 本社管理標準サンプル

② 専ら事務所等の管理標準サンプル（事務所・スーパー・病院・ホテル等）

③ 工場等の管理標準サンプル（製造業・廃棄物処理場等）

④ 回帰分析の回答

メール info@npo-eesc.org へご連絡ください。

300社以上の事業者様に「管理標準」の作成実績があります。
お気軽にご相談ください。

NPO法人環境・省エネサポートセンター
「管理標準作成」支援チーム